

令和6年度第1回措置事項報告書

定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）

令和5年度財政援助団体等監査

武蔵野市監査委員

写

武蔵野市監査委員告示第7号

定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）等の結果に基づき措置された事項について、市長及び教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和6年12月12日

武蔵野市監査委員 小 島 麻 里
武蔵野市監査委員 深 沢 達 也

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）措置事項

教育委員会 市立小中学校
第四小学校
大野田小学校
関前南小学校
第三中学校
教育部 教育企画課
指導課

2 令和5年度財政援助団体等監査措置事項

一般財団法人武蔵野市開発公社
都市整備部 まちづくり推進課
公益財団法人武蔵野市子ども協会
子ども家庭部 子ども育成課

目 次

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

教育委員会 市立小中学校

第四小学校・・・・・・・・・・・・・1

大野田小学校・・・・・・・・・・・・・3

関前南小学校・・・・・・・・・・・・・5

第三中学校・・・・・・・・・・・・・7

教育部

教育企画課・・・・・・・・・・・・・9

指導課・・・・・・・・・・・・・10

2 令和5年度財政援助団体等監査（令和6年1月22日報告）措置事項

一般財団法人武蔵野市開発公社・・・・・・・・・・・・・11

都市整備部 まちづくり推進課・・・・・・・・・・・・・13

公益財団法人武蔵野市子ども協会・・・・・・・・・・・・・15

子ども家庭部 子ども育成課・・・・・・・・・・・・・17

＊ 表中、「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があるとして認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

市立第四小学校

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
予算の執行	1 前渡金整理簿において、記載が誤っているものがあった。	前渡金整理簿の記載誤りを訂正した。 また、記載誤り等が起きないように、複数人で整理簿の確認を行っている。
	2 指定理由書において、随意契約とした根拠法令の号数の記載が漏れているものがあった。	指定理由書の記載漏れを確認し追記した。 また、契約締結依頼書作成時に事務室内で複数人でチェックを行っている。
	3 契約締結兼支出負担行為伺書及び見積書兼請書において、改正前の個人情報特記仕様書が添付されているものが見受けられた。	個人情報特記仕様書については、最新版のものに差替えた。 また、契約の都度、職員ポータルキャビネット内の最新版を使用するようにしている。
学校の管理運営	1 公印押印簿において、教育委員会公印規程で定める公印押印簿と異なるものを使用していた。また、公印管理者が許可した認印の押印が漏れていた。	監査後に教育委員会公印規程が改正されており、教育企画課からの通知に基づき、以後適正に事務进行处理している。
	2 避難経路・防火施設設備図において、消火器の記載が誤っているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。	避難経路・防火施設設備図については、記載誤り・記載漏れを訂正した。 その後は、点検の都度、教育企画課より送付される消火器具点検票により、消火器の位置及び番号を確認し、避難経路・防火施設設備図に反映させている。
	3 警備日誌において、修正液を使用しているものが見受けられた。	修正液を使用した文書については、訂正印を押印することにより正しく記載した。 また、警備日誌前面に修正液は使用不可、訂正する場合は訂正印を押印する旨を表示した。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
学校の管理運営	4 プール日誌において、修正テープを使用しているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	修正テープを使用した文書については、訂正印を押印することにより正しく記載した。 また、プール日誌前面に修正液は使用不可、訂正する場合は訂正印を押印する旨を表示した。
	5 デジタルカメラ及びビデオカメラにおいて、貸出簿等による管理をしていなかった。	貸出簿等の必要帳簿を整備した。 また、貸出・返却の都度、貸出簿等への記載を行っている。
	6 講師謝礼において、支払が遅れたものがあつた。	講師謝礼金の支払いについては、支払の漏れ、遅れが無いように、執行状況表を作成し、常に執行状況を把握するようにした。 また、執行が不明な場合は速やかに指導課担当部署へ確認するなどしている。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

市立大野田小学校

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
予算の執行	1 印刷製本契約に係る契約締結兼支出負担行為伺書及び見積書兼請書（物品等）において、仕様書等の添付が漏れているものがあった。	卒業アルバムは令和6年度から消耗品費で執行することとなった。 以降は消耗品として適正に処理している。
	2 印刷製本契約において、再委託確認書・再委託承諾書の徴取が漏れているもの及び校正確認カードを使用していないものがあった。	卒業アルバムは令和6年度から消耗品費で執行することとなった。 以降は消耗品として適正に処理している。
学校の管理運営	1 公印押印簿において、教育委員会公印規程で定める公印押印簿と異なるものを使用していた。また、公印管理者が許可した認印の押印が漏れていた。	監査後に教育委員会公印規程が改正されており、教育企画課からの通知に基づき、以後適正に事務を処理している。
	2 超過勤務等命令簿において、訂正印の押印が漏れているものがあった。	押印漏れについては適正に押印した。以後適正に処理している。
	3 消火設備配置図において、消火栓及び消火器の記載が誤っているものが見受けられた。また、増築部分の配置図の記載が漏れていた。	増築部分に加え、現状の校内教室配置図に合わせて、消火設備配置図を作り直した。 記載漏れについては追記した。以降は、安全点検日に確認している。
	4 警備日誌において、決裁印の押印が漏れているものが見受けられた。	押印漏れについては適正に押印した。以後適正に処理している。
	5 プール日誌において、記載が漏れているものが見受けられた。	記載漏れについては適正に記載した。以後、適正に記載している。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
学校の管理運営	6 毒物及び劇物の保管管理票において、在庫量の定期的点検の記載が漏れていた。	定期的点検の表を作成し、指摘以降は適正に対応している。理科主任から定期的に報告があがっている。
	7 情報資産の持出管理簿において、記載が漏れているものが見受けられた。また、返却確認印の押印が漏れているものがあった。	記載漏れや押印については適正に処理した。今年度は管理を副校長とし、持ち出し前後には申請または、押印ができていないか副校長が確認している。
	8 通知文書の前議において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	押印漏れについては適正に押印した。以後適正に処理している。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

市立関前南小学校

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
予算の執行	1 契約締結兼支出負担行為何書において、個人情報特記仕様書の添付が漏れているものが見受けられた。また、見積書兼請書において、改正前の個人情報特記仕様書が添付されているものが見受けられた。	指摘以降、添付漏れがないか複数人で確認している。また、見積書兼請書においても最新の個人情報特記仕様書を添付しているか、担当と管理職で確認している。
学校の管理運営	1 公印において、鍵の付いていないキャビネットで保管されているものが見受けられた。	鍵付きの保管庫にしまうよう改め、以降、適正に管理している。
	2 公印押印簿において、教育委員会公印規程で定める公印押印簿と異なるものを使用していた。また、公印管理者が許可した認印の押印が漏れていた。	監査後に教育委員会公印規程が改正されており、教育企画課からの通知に基づき、以後適正に事務を処理している。
	3 休暇簿において、修正テープを使用しているものが見受けられた。	訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押印した。以降、正確な内容を記入し、適正に運用している。
	4 消火設備配置図において、消火器の記載が漏れているものがあった。	記載漏れを加筆し、以降、配置図は正確に記載している。
	5 警備日誌において、修正液を使用しているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押印した。以降、正確な内容を記入し、適正に運用している。
	6 プール日誌において、記載が漏れているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	点検して記載漏れは記入し、訂正印を押印した。以降、正確な内容を記入し、適正に運用している。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
学校の管理運営	7 水質管理簿において、決裁が漏れているものがあった。また、鉛筆で記載されているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	押印漏れについては、決裁を行うとともに、ペン書きで修正を行い、訂正印の押印を行った。以降、決裁を適正に行っている。
	8 毒物・劇物管理簿において、管理責任者の押印が漏れているもの、鉛筆で記載されているもの、記載が漏れているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	押印漏れは適正に押印するとともに、ペン書きで修正を行い、記載漏れは加筆し、訂正印の押印を行った。以降、適正に運用している。
	9 外部記録媒体貸出台帳において、記載が漏れているものが見受けられた。	記載漏れを加筆した。以降、担当者が確認し、適正に記入している。
	10 情報資産の持出管理簿において、修正テープを使用しているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。	訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押印し、記載漏れについては加筆し、正確な内容を記入した。以降、適正に運用している。
【監査意見】 (教室等の整理整頓について)	1 特別教室及び特別教室準備室において、背の高い棚の上に物が置かれていた部屋及び物品等の整理がされていない部屋が見受けられた。常日頃からの整理整頓に努められたい。	指摘のあった場所中心に物品の片づけを行った。常日頃から整理整頓に努めるように声掛けし、安全点検の際にあわせてチェックしている。
備品の管理	1 備品台帳において、廃棄の手続が漏れているものがあった。	手続きが漏れていたものについて速やかに処理を行い、以降適正に管理を行っている。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

市立第三中学校

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
予算の執行	1 前渡金整理簿において、記載が誤っているものが見受けられた。	監査後、科目ごとの整理簿を作成し直し、受領日を、財務会計システムの「執行日」に修正した。 以降は、システムの執行日を確認し適正に処理している。
	2 特命随意契約をしている印刷製本契約において、1者のみを指定した具体的な理由の記載が漏れているものがあった。	監査後、特命随意契約の具体的な理由を記載し修正した。 以降は、財務会計システム入力時に、該当の指定理由を選択するとともに必ず手書きで追記し適正に処理している。
	3 契約締結兼支出負担行為伺書及び見積書兼請書において、改正前の個人情報特記仕様書が添付されているものが見受けられた。	監査後、改正後の特記仕様書を添付し直した。 以降は、職員ポータルから最新の様式を取得し、適正に使用している。
【監査意見】 （資金前渡の執行について）	1 資金前渡に関する考え方について、改めて教職員に周知し適正な執行に努められた。	監査後、資金前渡制度について教職員全員に説明し理解を得た。 以降は、制度に則り適正に処理している。
郵券類の管理	1 切手受払票において、修正テープを使用しているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	監査後、指摘箇所を再確認し、正しく処理をし直し訂正印を押印した。 以降は、誤りは二重線で修正し、その都度訂正印を押印し適正に処理している。
学校の管理運営	1 公印押印簿において、教育委員会公印規程で定める公印押印簿と異なるものを使用していた。また、公印管理者が許可した認印の押印が漏れていた。	監査後、教育委員会公印規程が改正されており、以降は教育企画課からの通知に基づき適正に事務処理している。
	2 出勤簿において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。	監査後、訂正印のない訂正箇所の内容を再確認し、訂正印を押印した。 以降は、誤りは二重線で修正し、その都度訂正印を押印し適正に処理している。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
学校の管理運営	3 情報資産の持出管理簿において、作成が漏れていた。	監査後、これまでの任意の様式を改め「情報資産の持出管理簿」を作成した。 以降は、この管理簿を使用し、情報資産を適正に管理している。
備品の管理	1 学習者用コンピュータにおいて、現物を確認できないものがあった。	監査後、捜索を続けたが不明のため、指導課と協議のうえ情報資産紛失届を提出した。 以降は、紛失事故の未然防止に向け、使用ルールの徹底、意識啓発を図るとともに、ICT担当の定期的な点検により適正な管理を行っている。
	2 備品台帳において、廃棄の手続きが漏れているものがあった。	監査後、速やかに備品廃棄の手続きを行った。 以降は、備品保管状況を複数の担当者により定期的に確認し、不要な備品の廃棄手続きを適正に行っている。
【監査意見】 (学習者用コンピュータの管理について)	1 学習者用コンピュータは生徒一人一人に貸与しているもので大量に保有しているため、その管理については、他の学校を参考にされるとともに、教育委員会とも協議のうえ、より適切なものとなるよう努められたい。	監査後、教育委員会からの指導助言を受け、生徒及び教職員に対し、改めて学習者用コンピュータの取扱いについて確認をするとともに、保護者・家庭に対しても、注意を喚起する情報を発信している。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

教育部教育企画課

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
【監査意見】 （重要備品の特別整理について）	1 重要備品については、各学校に対して重要備品整理票を作成するとともに、毎年、現物との突合を徹底するよう周知し、事務の改善に努められたい。	重要備品整理票については、物品管理規則に基づき、写しの引継ぎを受けている。 また、教育委員会の取り組みとして実施している諸表簿点検において、指定した備品の現物突合を行っており、点検前に改めて特別整理の重要性の理解促進や他のすべての備品の突合を促していく。 併せて、購入時の登録漏れが無いよう、購入者への再周知を行う。

1 定期監査（令和5年度事務の監査 第1回）（令和6年3月25日報告）措置事項

教育部指導課

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
備品の管理	1 備品台帳において、全ての学習者用コンピュータ及び充電保管庫等の登録が漏れていた。	関連部署との調整のうえ、備品台帳への登録を実施した。 また、学習者用コンピュータ運用管理業務マニュアルに新規購入時の備品登録を漏らさず実施するよう追記した。
【監査意見】 （学習者用コンピュータの管理について）	1 学習者用コンピュータが令和3年度から導入されているが、次の学習者用コンピュータ入替え等の検討の際には、これまでの事務的な課題を整理し、より良い管理が行われるよう努められたい。	令和3年度の運用開始以降、修理フローの見直し、動産保険の導入等の改善を実施してきたが、現在のところ故障機の引揚げから返却までの期間が長いことが主な課題と認識している。次期学習者用コンピュータに関する調達の際には上記の課題が改善できるように検討を進めていく。

2 令和5年度財政援助団体等監査（令和6年1月22日報告）措置事項

一般財団法人武蔵野市開発公社

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
管理運営	1 退職手当支給規程等において、改正が漏れているものが見受けられた。	引用している条文の誤りについては、令和5年度第6回開発公社理事会(令和6年3月19日)において改正した。
	2 個人情報を含む情報の管理を行うパソコンにおいて、ワイヤーロックにより固定されていなかった。また、情報セキュリティ研修が実施されていなかった。	ワイヤーロックについては、直ちに全パソコンに設置した。また、情報セキュリティ研修については、令和6年1月に全職員を対象に実施した。
	3 理事長印章押捺簿において、印章管理者の許可印の押印が漏れているものが見受けられた。	理事長印章押捺簿に印章管理者の押印が漏れていたものについては、開発公社印章細則第5条に基づき訂正するとともに処理方法を改善した。
	4 休暇簿において、記載が誤っているものが見受けられた。	該当箇所については訂正し、以後、休暇簿における累計日数の計算ミスについては、毎月末に実施する出勤簿による休暇日数及び休暇簿の累計日数等についてダブルチェックを実施することとした。
	5 工事請負契約等において、特命随意契約とした指定理由が適切でないものが見受けられた。	一般競争入札が原則とされている中、例外として認められている特命随意契約については、建物の長期的維持管理の観点から必要な措置として「地方自治法施行令第167条の2第1項」を準用し特命随意契約を実施している。従来の定型的な指定理由を改め、該当する号がわかる文言を具体的に記載することとした。
	6 竣工・検査証兼請求書等において、請求金額を訂正しているものがあった。また、修正テープ及び摩擦消去タイプのペンを使用しているものが見受けられた。	再発防止のため全職員に監査指摘事項を周知し、不適切な処理を行わないように指導した。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
管理運営	7 物品受払台帳において、記載が誤っているものがあった。	物品の管理については、開発公社会計処理規則第30条に基づき物品受払台帳の記載を訂正した。
	8 固定資産台帳及び物品管理台帳において、現物との照合が実施されていなかった。	固定資産台帳と現物の照合については、開発公社会計処理規則第28条に基づき令和6年3月に実施した。 物品管理台帳と現物の照合については、開発公社会計処理規則第31条に基づき令和6年3月に実施した。
【監査意見】 (武蔵野市開発公社ビル(F&Fビル)の今後について)	1 吉祥寺のまちの核となるビルとして建設された武蔵野市開発公社ビル(F&Fビル)は、築51年が経過し老朽化が進んでいる。F&Fビル更新については、多額の費用を伴うことが見込まれ、今後の資金調達等財政的な懸念がある。 一方、同ビルは、吉祥寺セントラルエリアの中心に位置していることから、ビルのあり方は今後のまちづくりに大きな影響を及ぼし、まちが持つ魅力に、更に磨きをかけることが期待されるであろう。ビルの今後に関する検討が円滑に行われるよう、公社と市がより一層協力し、関係機関とも協議のうえ、計画的に取り組まれない。	武蔵野市開発公社(以下「公社」という。)においては、公社及び他の地権者が共同で所有するF&Fビルの老朽化や時代の変化に対応すべく、地権者の一人として令和6年10月1日からF&Fビルの建替え等の建物更新検討に係り、民間事業者の知見を得るため事業パートナー候補者の公募を行った。まずは令和7年3月末までに事業パートナー候補者となる優先交渉権者を選定することを予定している。
都市再生推進法人の指定について 【監査意見】 (都市再生推進法人としての活動の明確化について)	1 公社の都市再生推進法人としての活動の実績が、市民等へ十分に伝わっていないように見受けられる。都市再生推進法人としての役割や実績等を、誰にでもわかりやすく整理されとともに、公社の取組について市民等への説明責任を果たされるよう努められたい。	公社ホームページに「都市再生推進法人としての武蔵野市開発公社の役割」というページを作成した。市が推進する「吉祥寺グランドデザイン」及び「NEXT吉祥寺」に描く官民連携のまちづくりの具現化に向けた開発公社の役割を示すとともに、具体的に公社が展開しているまちづくり事業を示し、公社が都市再生推進法人として目指すべき姿を示した。また、市ともなお一層の情報共有化を図ることとした。

2 令和5年度財政援助団体等監査（令和6年1月22日報告）措置事項

都市整備部まちづくり推進課

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
補助金及び貸付金	1 貸付金返済内訳簿において、訂正印の押印が漏れているものがあった。	該当箇所については担当者が改めて訂正印を押印した。以後はダブルチェック等により適正に処理している。
管理運営 【監査意見】 （武蔵野市開発公社ビル（F＆Fビル）の今後について）	1 吉祥寺のまちの核となるビルとして建設された武蔵野市開発公社ビル（F＆Fビル）は、築51年が経過し老朽化が進んでいる。F＆Fビル更新については、多額の費用を伴うことが見込まれ、今後の資金調達等財政的な懸念がある。 一方、同ビルは、吉祥寺セントラルエリアの中心に位置していることから、ビルのあり方は今後のまちづくりに大きな影響を及ぼし、まちが持つ魅力に、更に磨きをかけることが期待されるであろう。ビルの今後に関する検討が円滑に行われるよう、公社と市がより一層協力し、関係機関とも協議のうえ、計画的に取り組まれない。	武蔵野市開発公社（以下「公社」という。）においては、公社及び他の地権者が共同で所有するF＆Fビルの老朽化や時代の変化に対応すべく、地権者の一人として令和6年10月1日からF＆Fビルの建替え等の建物更新検討に係り、民間事業者の知見を得るため事業パートナー候補者の公募を行った。まずは令和7年3月末までに事業パートナー候補者となる優先交渉権者を選定することを予定している。 市は、公社が健全で独立した経営を維持しながら事業検討できるよう、公社と連携を密にし、協働しながら適切に指導・監督を行っている。
都市再生推進法人の指定について	1 事業等の報告において、要綱の規定と異なる処理をしていた。	令和6年度から「武蔵野市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」第5条第1項、第2項に記載のある通り甲決裁とし、市長へ報告している。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
【監査意見】 （都市再生推進法人としての活動の明確化について）	1 公社の都市再生推進法人としての活動の実績が、市民等へ十分に伝わっていないように見受けられる。都市再生推進法人としての役割や実績等を、誰にでもわかりやすく整理されるとともに、公社の取組について市民等への説明責任を果たされるよう努められたい。	公社は、公社ホームページに「都市再生推進法人としての武蔵野市開発公社の役割」というページを作成した。市が推進する「吉祥寺グランドデザイン」及び「NEXT 吉祥寺」に描く官民連携のまちづくりの具現化に向けた開発公社の役割を示すとともに、具体的に公社が展開しているまちづくり事業を示し、公社が都市再生推進法人として目指すべき姿を示した。 市は公社との一層の情報共有を図りながら、総合的・計画的にまちづくり事業を展開するよう指導・監督を行っている。

2 令和5年度財政援助団体等監査（令和6年1月22日報告）措置事項

公益財団法人武蔵野市子ども協会

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
補助金 【監査意見】 （補助金の明確化について） （補助金の透明性の確保について）	1 平成27年度に実施した監査において、新武蔵野方式による運営費補助金の明確化について意見を述べたところであるが、当該補助金の施設整備に係る経費の申請は切り離されたものの余剰金は一体となっている状態が続いている。補助金の財源は市民の税金であり、適正な執行を確保し市民への説明責任を果たさなければならない。妥当性や信頼性を高めるためにも、市から交付される全ての補助金について、一つ一つ補助金等交付規則等に基づき実績を含め使途を明確にされたい。	各補助金の交付規則等に基づき補助対象経費を確認し、適正な執行を徹底する。また、公益会計基準の改正に伴い財務諸表の変更が予定されているため、変更に合わせて補助金の使途を記載できるように検討する。
	2 市から交付される全ての補助金の実績が誰にでもわかりやすく伝わるよう財務諸表の公開において発信の工夫を検討されたい。	令和5年度決算より、注記の「9. その他」に武蔵野市から交付される委託料・補助金の実績について明記した。
管理運営	1 委託等契約取扱要領において、改正が漏れているものが見受けられた。	委託等契約取扱要領について令和6年1月1日付けにて必要な改正を行った。その後は、改正漏れがないよう、確認を徹底している。
	2 委託契約において、指名競争入札とすべきものを随意契約としているものがあつた。	当該案件について3社に見積作成を依頼した。うち2社より見積作成不可の回答があつたため、契約事務規程第17条6号（競争入札に付し入札者がいないとき）に該当するものとした。本来は不調随契の意味である契約事務規程第17条6号に対して誤った解釈をしたことで起きた事象である。 以降は、契約事務規程を確認し、原則は入札であることを周知徹底している。また、随意契約とする場合は規程に基づいた正しい理由になっているか十分に精査を行い、確認を徹底している。

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
管理運営	3 民間保育所運営費（市加算）の申請起案書等において、決裁が漏れているものが見受けられた。	公益財団法人武蔵野市子ども協会事務規程別表1の「照会、回答の処理(軽易で定例的なもの)」に基づき専決区分を課長として決裁を行っていた。 決裁区分を明確化するため、令和6年1月に規程を改正し、軽易で定例的な補助金・委託料の請求起案については専決区分を課長とする内容を明記した。
	4 超過勤務等命令書において、1か月分をまとめて同日にて決裁しているものがあった。	以後は、日ごとに超勤命令書を決裁するよう徹底している。
【監査意見】 （拡大する組織の管理運営について）	1 平成4年に任意団体として設立された協会は、平成23年には公益財団法人として認定され、様々な子育て支援事業を実施し、組織は成長し拡大してきた。 今後も適正に事業運営が継続されるよう、更に法令等を遵守した適正かつ効率的な組織としての仕組みを整えることで、組織の成長とガバナンスの両立を期待したい。	当協会は公益法人として、一般社団法人法及び労働基準法等の労働関係法、個人情報保護法、こども基本法をはじめとする子どもに関わる各種法令を遵守し、事業運営にあたっている。また、現在策定中の第2期中期計画素案ではリスクマネジメントやDX化に重点を置き、さらなるガバナンスの強化を行うことを記載し、今後も適正かつ効率的な組織運営を進めていく方針である。
指定管理者	1 0123 吉祥寺の消防計画において、記載が誤っているものがあった。	最新の消防計画の様式に合わせて、記載内容全体の確認、見直しを行っており、年内には消防署に届出予定である。

2 令和5年度財政援助団体等監査（令和6年1月22日報告）措置事項

子ども家庭部子ども育成課

監 査 項 目	指 摘 事 項 等	措 置 事 項
補助金	1 子ども協会保育施設建設等工事費借入金補助金交付要綱において、要綱集への掲載が漏れていた。	速やかに要綱集に掲載した。 以後、遺漏ないように課内会議で周知した。
【監査意見】 （補助金の明確化について）	1 平成27年度に実施した監査において、新武蔵野方式による運営費補助金の明確化について意見を述べたところであるが、当該補助金の施設整備に係る経費の申請は切り離されたものの余剰金は一体となっている状態が続いている。補助金の財源は市民の税金であり、適正な執行を確保し市民への説明責任を果たさなければならない。妥当性や信頼性を高めるためにも、市から交付される全ての補助金について、一つ一つ補助金等交付規則等に基づき実績を含め使途を明確にされたい。	武蔵野市子ども協会は、公益財団法人であり、会計上収支相償の原則がある。新武蔵野方式の補助金は、その収支の差を埋める性格のものであるため、経費の内容が複雑でわかりにくいことは認識している。経費の性質上、工事以外の使途を明確にすることは難しい面もあるが、新武蔵野方式の内容のあり方及び内容の明確化が図れるよう検討する。
（市の補助金以外の財源の確保について）	2 子ども協会の保育所運営については、新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針（平成22年5月）において、財源が生み出すことができる方法として民設民営とするとあった。毎年多くの補助金等が子ども協会へ交付されている現状に鑑みると、今後の新武蔵野方式による補助内容のあり方の検討や市の補助金以外の財源の確保に向けて助言や指導をされたい。	上記のとおり新武蔵野方式の補助金は、収支の差を埋める性格のものであるため、収入の増加又は支出の減少、もしくはその両方により、新武蔵野方式により支出する補助金の減少を図ることができる。引き続き新武蔵野方式の補助金以外の財源の確保について助言していく。